



# 南関町の〈公共交通〉を利用しよう!

どんな移動方法があるのかな?

南関町内には、2つのバス事業者が近隣の市町との路線バスを運行しています。また、路線バスが走っていない交通空白地帯を解消するため、乗合タクシー「南関ふれあい号」を運行しています。その他、民間のタクシーなど、公共交通は住民の皆さんの暮らしを支えています。

## 乗合タクシー「南関ふれあい号」

### 事前登録すればどなたでも利用できます

乗合タクシー「南関ふれあい号」は、町内を、目的地や経路が近い人たちが相乗りで利用できる交通手段で、平成29年4月から本格稼働を開始しました。1か月当たり約1,000人(延べ人数)の人に、ご利用いただいています。事前登録すればだれでも利用できます。ぜひご登録いただき、ご利用ください。

概要

運行日: 平日・土曜日(日、祝日、年末年始12/29~1/3は連休)  
運行区間: 南関町内  
運行時間: 1日10便(午前8時出発便~午後5時出発便 1時間ごと)  
料金: 1回300円、小学生・障がい者手帳をお持ちの人は150円  
乗降場所: 自宅前から町内の施設等(公共施設、銀行、郵便局、病院、お店、バス停など)



登録

事前登録: 「南関町予約型乗合タクシー登録申込書」を、役場まちづくり課に提出してください。(印鑑不要) 登録は無料です。予約センター、または、まちづくり課への電話でも受け付けます。  
減免手続: 障がい者手帳をお持ちの人は料金を減免できます。事前登録時に、障がい者手帳をお持ちください。

予約

予約方法: 利用日の2日前から運行の30分前までに、予約センターに電話で予約してください。  
※8時出発便は、午後5時(運休日除く)まで



お得

- 1回分(300円)お得な回数券を販売しています。(販売: 乗合タクシー車内、又は、役場まちづくり課)
- 免許を自主返納した人は、返納日から6カ月無料の特典が受けられます。(手続: 役場まちづくり課)

乗合タクシー予約センター電話番号 ☎57-7555

問 まちづくり課企画振興係 ☎57-8501

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次の対策に取り組んでいます。ご利用の際には、皆様のご協力をお願いします。

- ① 乗車時には、マスクの着用をお願いします。
- ② 消毒液が備えてある場合は、手指の消毒をお願いします。
- ③ 体調不良、風邪の症状がある場合は、できるだけ利用を控えてください。

## 9月20日は『バスの日』

### 路線バスを利用しよう



近年、自家用車の普及により、路線バスの利用者は減少し、全国的にバス路線の廃止や減便などが相次いでいます。南関町でも、路線バスの利用者は年々減少しています。しかし、車を運転しない人にとっては、貴重な交通手段です。

路線バス存続のためにも、普段路線バスを利用しない人も、ぜひご利用ください。なお、時刻表や運賃などの詳細は、各バス会社等へお尋ねください。

西鉄バス

大牟田吉野線(南関~西鉄大牟田営業所)  
大牟田上官線(荒尾市庄山~西鉄大牟田営業所)※庄山バス停は、乗合タクシー「南関ふれあい号」乗継可能  
高速バス(福岡空港~植木 IC 経由~熊本桜町バスターミナル)【町内停留所: 小原】  
問西鉄お客さまセンター ☎0570-00-1010

産交バス

山鹿線①(南関上町~平山温泉経由~山鹿市役所前)②(南関上町~三加和温泉経由~山鹿市役所前)  
玉名線①(南関上町~北稜高校経由~玉名駅前) ②(南関上町~ゆめタウン玉名経由~玉名駅前)  
高速バス(福岡空港~熊本桜町バスターミナル)【町内停留所: 小原】  
問産交バスサービスセンター ☎096-325-0100

## 運転免許証を持っていない世帯

### 近隣市町の医療機関等へは「タクシー料金半額助成」が利用できます

タクシー料金半額助成事業は、運転免許証を持っていない世帯の人が病院への通院等の生活支援を目的として、町内のタクシー事業者を利用する場合にタクシー料金の半額を助成する事業です。

概要

利用できる人: (1)の世帯で(2)または(3)に該当する人  
(1)運転免許証を持っていない世帯または運転免許証を持っている人が入院・入所している世帯  
(2)65歳以上  
(3)65歳未満で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有している人  
運行区間:  
(1)南関町内はどこでも可  
(2)荒尾市・玉名市・山鹿市・和水町・大牟田市・みやま市の医療機関または介護福祉施設等  
助成内容: 月6回までタクシー料金を半額助成



登録方法

役場まちづくり課で手続きが必要です。下記のものをお持ちください。  
(1)印鑑  
(2)身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人はご持参ください。  
(3)対象者証用の顔写真(本人来庁の場合は役場で撮影します。代理の場合は、顔写真(2.5cm×3.0cm)を持参ください。)

●対象者証は2か年度ごとに更新手続きが必要です。令和5年3月に更新のご案内をお送りします。

問 まちづくり課まちづくり推進係 ☎57-8501